

ト体制の整備  
三 多言語音翻訳機器の利用の有無  
四 外国人の患者の受け入れに関するサポート

第二条の二 規則別表第一第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定める体制		改	正	後	
		新設	改	正	前
一 対応することができる外国语の種類	厚生労働大臣 田村 憲久 (傍線部分は改正部分)				
二 多言語音翻訳機器の利用の有無					
三 外国人の患者の受け入れに関するサポート					

○厚生労働省告示第百十二号  
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、医療法施行規別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。  
令和三年三月二十九日

第二条の二 規則別表第一第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定める体制		改	正	後	
		新設	改	正	前
一 対応することができる外国语の種類	厚生労働大臣 田村 憲久 (傍線部分は改正部分)				
二 多言語音翻訳機器の利用の有無					
三 外国人の患者の受け入れに関するサポート					

第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項		改	正	後	
		新設	改	正	前
一 医療機関	二十一、五十一 (略)				
二 医療機関	二十一、五十一 (略)				

○厚生労働省告示第百十二号  
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、医療法施行規別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十九日

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十六号、第四十九号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げては第四十九号に掲げるものに限る。		改	正	後	
		新設	改	正	前
一 嘸煙場所の設置	二十八条第十三号に規定する特定屋外営業場所の設置				
二 嘸煙室の設置	二十八条第十三号に規定する特定屋外営業場所の設置				

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十六号、第四十九号及び第五十号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号及び第五十号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げては第四十九号に掲げるものに限る。		改	正	後	
		新設	改	正	前
一 嘸煙場所の設置	二十八条第十三号に規定する特定屋外営業場所の設置				
二 嘸煙室の設置	二十八条第十三号に規定する特定屋外営業場所の設置				

**第十一条** 規則別表第一第二の項第一号イ

(4) 口(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

一、二十五 (略)  
二十六 その他  
イ 漢方薬の処方

ロ、ニ (略)

**第十二条** 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及び口(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 四泊五日手術までの手術

イ、カ (削る)  
ヨ (略)

**第十四条** 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、口(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、ヨ、レ、ソ及びヰからマまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ベ、ル及び力並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療  
イ、ヌ (略)

ル、ネ (略)  
ナ (略)

精神科訪問看護・指導  
精神科訪問看護指示

ム (略)  
ヰ、マ (略)

二、四 (略)

**第十七条** 規則別表第一第二の項第一号イ(13)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第五号に掲げるものを除く。

一 日常的な医学管理及び重症化予防

二 地域の医療機関等との連携

**第十一条** 規則別表第一第二の項第一号イ

(4) 口(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

一、二十五 (略)  
二十六 その他  
イ 漢方医学

ロ、ニ (略)

**第十二条** 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及び口(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 四泊五日手術までの手術

イ、ヨ (略)  
タ (略)

**第十四条** 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、口(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、タ、ソ、ツ及びウからヤまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ベ、ル及び力並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療  
イ、ヌ (略)

ル、ナ (略)  
ラ (新設)

精神科訪問看護・指導

ム (略)  
ヰ、ヤ (略)

二、四 (略)

**第十七条** 規則別表第一第二の項第一号イ(13)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第一号に掲げるものを除く。

一 地域包括診療加算の届出

二 地域包括診療料の届出

**第三四五六七** 在宅療養支援、介護等との連携

適切かつ分かりやすい情報の提供  
地域包括診療加算の届出

**三四五六七** 在宅療養支援、介護等との連携

適切かつ分かりやすい情報の提供  
日常的な医学管理及び重症化予防  
地域の医療機関等との連携

**三**

小児かかりつけ診療料の届出

**第十二条** 規則別表第一第三の項第一号イ(14)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。

**第一** 公益財団法人日本医療機能評価機構

**第二** Joint Commission International (平成六年にJoint Commission International)

**第三** 21という名称で設立された医療の評価機関をいう。(とする)

**第一** 公益財団法人日本医療機能評価機構

**第二** Joint Commission International (平成六年にJoint Commission International)

**第三** 21(平成六年にJoint Commission International)という名称で設立された医療の評価機関をいう。(とする)

**第十二条** 規則別表第一第三の項第一号イ(15)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、Joint Commission Internation-ational(平成六年にJoint Commission Internation-ational)といふ名称で設立された医療の評価機関をいう。(とする)

**第一** 公益財団法人日本医療機能評価機構

**第二** Joint Commission International (平成六年にJoint Commission International)

**第三** 21(平成六年にJoint Commission Internation-ational)といふ名称で設立された医療の評価機関をいう。(とする)